

# 各種計画の作成



宮城県市町村森林経営管理サポートセンター

# 1 集積計画策定までの進め方

## 集積計画案の作成

- 市町村森林整備計画の位置づけ、法制限の有無等の確認 (法第4条第4項)  
( 標準的な施業の実施時期、推進すべき施業の区域、造林の対象樹種、保安林の指定有無 など )
- 市町村の考え( 何年預かるか、市町村自ら管理か、林業経営者に再委託か など )
- 森林所有者の意向( 主伐を望むか、間伐を望むか、何年預けたいのか など )



## 同意取得

(法第4条第5項)

- 森林所有者の同意( 確認書【別記様式第6号】への記名・押印、集積計画への押印 )
- 関係権利者の同意( 集積計画への押印 )



集積計画の公告までに  
境界明確化(合意形成)  
も併せて実施しておく

## 集積計画の公告・縦覧

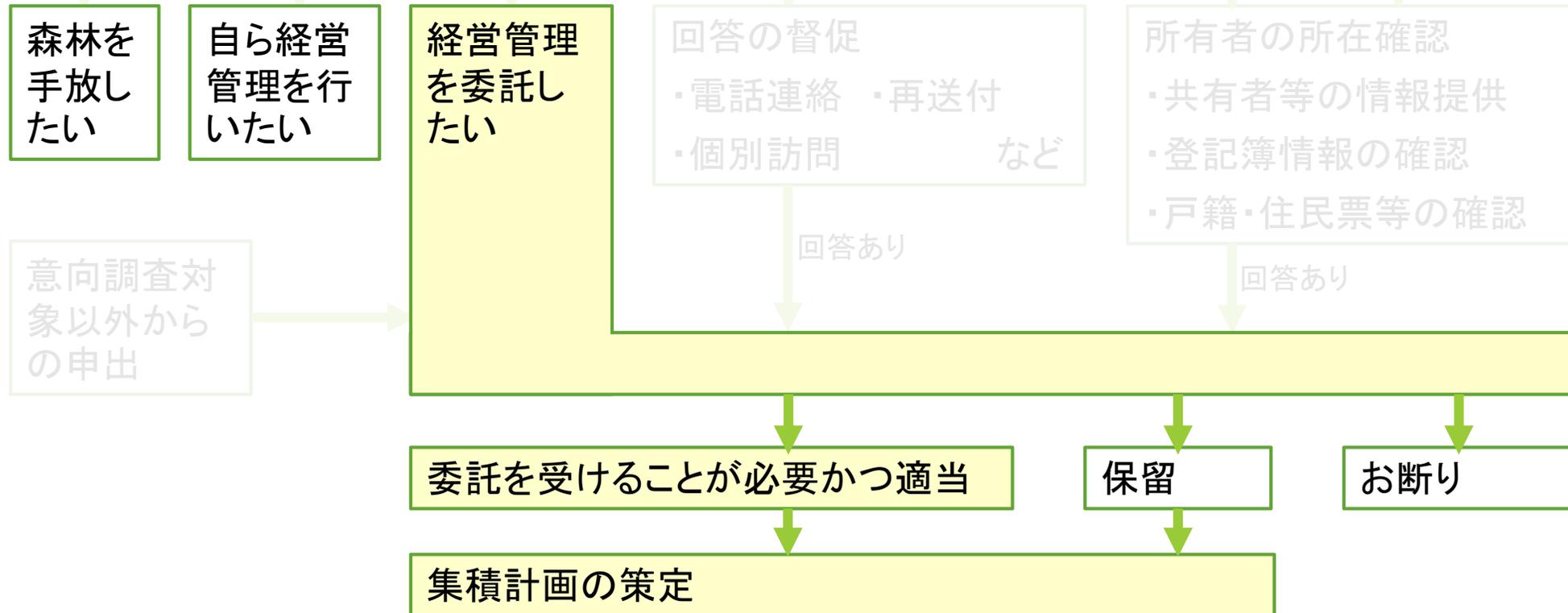
(法第7条、規則第5条)

- インターネット等を活用し、集積計画を公告・縦覧
- 森林所有者に写しの送付

# ◇ 意向調査結果を踏まえた対応

## Point

- 集積計画は、市町村が経営管理の委託を受けることが必要かつ適当と認める場合に策定するものであるため、経営管理を委託したい旨の意向があったとしても、**お断りする場合や、対応を保留する場合も想定**されます。
- 意向調査票の有効期限については特段の定めはありませんが、**1年を目途**としています。対応を保留した場合は、意向に変わりがないか等を確認するようにしてください。



# 森林・林業のサイクル

森林は、適切に経営管理を行うことで、木材生産のほか、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの働きを発揮し、地域に様々な恩恵



# 経営管理が行われていないおそれがある森林の 基準の目安（参考） → 集積計画の対象となる森林

地域森林計画の対象森林で、多面的機能発揮のために間伐等の施業が実施されていない森林。

(樹齢等)	(状態)
1 齢級 (1～5年生)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 造林届※に基づいて植栽したにもかかわらず、造林届に記載された植栽本数に比べて残存本数が減り、造林届に記載された植栽本数のおおむね75%以下等、このままでは<u>成林しないおそれがある</u>場合。</li><li>○ 下刈りが不十分であり、植栽木が<u>下草に被圧</u>されている場合。</li></ul>
2～4 齢級 (6～20年生)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 除伐等が不十分であり、植栽木が<u>植栽木以外の樹木等に被圧</u>されている場合。</li></ul>
5～標準伐期齢 (21年生～)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 間伐が一度も行われていない、または最後に行った間伐から10年以上経過するなど、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法を実施しておらず、<u>林分が過密化</u>している場合。</li></ul>
<b>標準伐期齢以上</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 最後に行った間伐から15年以上経過するなど、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業を実施しておらず、<u>林分が過密化</u>している場合。</li></ul>

※：伐採及び伐採後の造林の届出(森林法第10条の8)

# 経営管理権集積計画に関する森林施業区分〔参考〕

【スギ・人工林】

齢級区分		施業区分								再委託の可能性
現況齢級	林齢 (年生)	保育			間伐		主伐			
		下刈り	つる切 ・除伐	枝打	保育間伐	利用間伐	皆伐	択抜	複層林	
I	1~5	○	×							無 → 市町村事業
II~IV	6~20	△	○	○	○	△				難 → //
V~VII (標準伐期齢)	21~35				○	○				小 → //
VIII~ (標準伐期齢超え)	36~				△	○	○	△		有
XIV~ (長伐期)	71~					×	○	○	△	大

↳ 経営管理実施権？

【事務の手引P15参照】

表1「経営管理が行われていないおそれがある森林の基準の目安」  
に記載されている樹齢等の区分でまとめた場合

# 経営管理権集積計画の内容について

森林所有者の意向を踏まえ作成します。

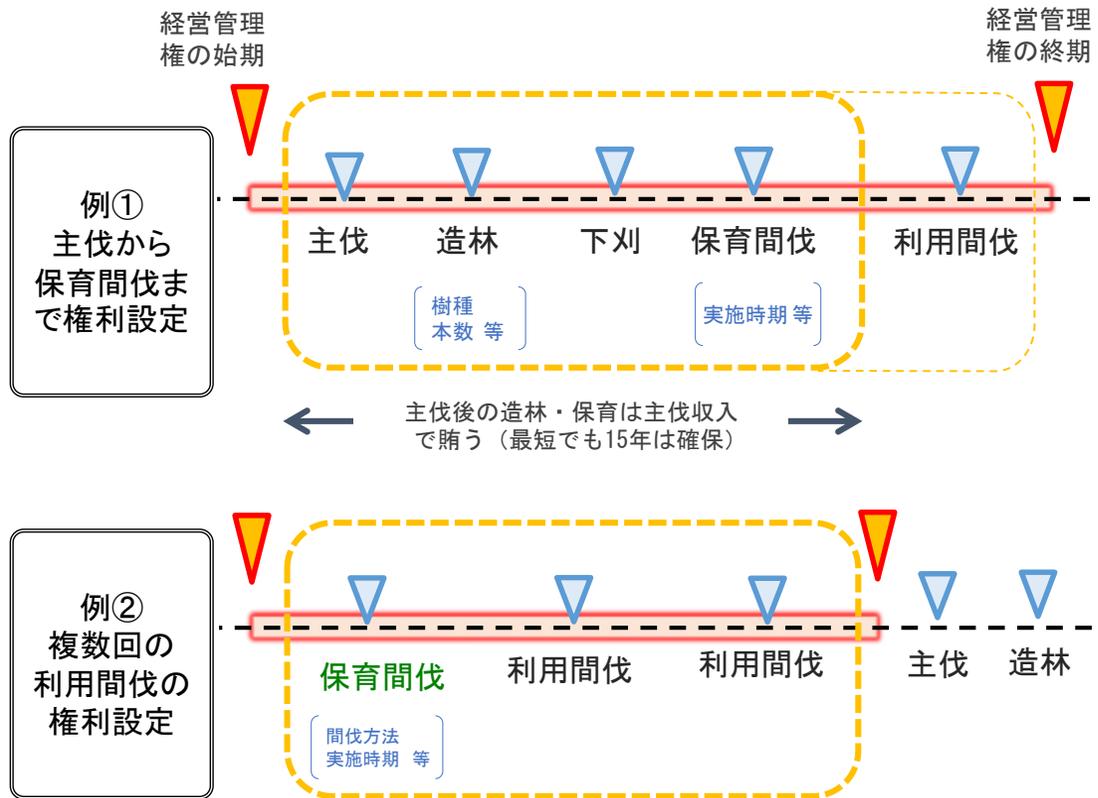
## ○ 経営管理の例

### 存続期間の考え方

- 存続期間の上限下限はない。(経営管理権設定の特例の場合は上限50年)
- ただし「経営管理の内容」に主伐を含む場合、再造林後の森林の成林に一定の目途がつくよう、存続期間は15年以上に定めることが望ましい。

### 経営管理の内容

- 具体的な施業内容を記載。
- 主伐を含む場合は、天然更新ではなく、植栽によって造林を行うことが確保されるよう、その旨記載。



### ☆ ポイント

経営管理実施権配分計画の策定が見込まれる森林においては、林業経営者が経営管理を行う場合と、市町村が経営管理を行う場合の両方の内容を記載しておくことが必要となります。

# 金銭の額の算定方法の例について

森林所有者等に支払う金銭の額については、その算定方法を記載します

## ○算定方法の記載例

記載事項	「森林所有者に支払われるべき金銭の算定方法」の記載例
ア 経営管理実施権に基づき林業経営者が伐採等を行う場合の算定方法	<p>木材の販売収益から伐採等に要する経費を差し引くこととする。</p> <p>「木材の販売収益」は、林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出する見積額を元に市町村が算定した額又は実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>「伐採等に要する経費」は、</p> <p>① 間伐、造林及び保育に係る経費については、都道府県が決定している<b>森林整備事業に係る標準単価を基に</b>林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出した見積額</p> <p>② <b>主伐に係る経費</b>については、林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出した見積額とする。</p>
イ 経営管理権に基づき市町村が市町村森林経営管理事業を行う場合の算定方法	<p>間伐に要する経費は、市町村が負担し、木材の販売収益が得られた場合には、本経費に充当する。なお、森林環境譲与税（仮称）等を活用して全額公費負担で間伐を実施する場合には森林所有者に利益を還元しない。</p>

## ○記載例アの算定方法イメージ

(間伐の場合)

		算定例	配分先
A 木材販売による収益	伐採等に要する経費	都道府県が定める <b>森林整備事業標準単価を基にした</b> 見積額 (林業経営者の利益を含む)	林業経営者へ
	C 森林所有者に支払われるべき金銭の額	AからBを差し引いた額	森林所有者へ

(主伐の場合)

		算定例	配分先
A 木材販売による収益	B 伐採等に要する経費	B-1 立木の伐採及び木材販売に係る経費 B-2 伐採後の造林及び保育に係る経費	林業経営者から提示される見積額 林業経営者の利益を含む 都道府県が定める <b>森林整備事業標準単価を基にした</b> 見積額
	C 森林所有者に支払われるべき金銭の額	AからBの合計を差し引いた額	林業経営者へ 森林所有者へ

主伐を行う場合、伐採後の植栽等に要する額を留保し、再造林等を確実に実施

# (参考) 経営管理実施権配分計画に関する提案書

事務の手引き4-4

民間事業者を選定するとき、提案を求める。

## 企画提案書

- ・経営管理実施権の存続期間
- ・経営管理の内容
- ・伐採等に係る経費及び販売収益の見積額

などの項目を設けたもの  
(別記様式17)

見積書 様式 (横断例)

1. 森林所有者の名称・名称

2. 森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齢	経営管理の内容
ア							
イ							
ウ							

3. 経営管理実施権配分計画の存続期間中に森林所有者に支払う金額の額等の合計 (主伐)

	金額	算定方法
森林所有者に支払う金額		(例: ①の利益 - 前受金)
前受金		(例: ②+③+④+⑤)

(間伐)

	金額	算定方法
森林所有者に支払う金額		(例: 実販売額 - 経費)

4. 実施する経営管理等の見積もり (※必要に応じて対象森林毎に作成すること)

(①主伐)

<対象森林>  番号

<収入>

	見積額 (円)	見込み材種 (m)	単価 (円/m)
木材の販売収益 (1回目)			
木材の販売収益 (2回目)			
木材の販売収益 (3回目)			

<費用>

	見積額 (円)	備考
伐採経費		
搬出経費		
販売経費		
(補助金)		
計 (補助金を差し引いた額)		

(②地植え・植栽)

<対象森林>  番号

<費用>

	見積額 (円)	備考
地植え・植栽経費 (補助金)		
計 (補助金を差し引いた額)		

(③下刈り (○同実施))

<対象森林>  番号

<費用>

	見積額 (円)	備考
下刈り経費 (補助金)		
計 (補助金を差し引いた額)		

(④間伐 (○同実施))

<対象森林>  番号

<収入>

	見積額 (円)	見込み材種 (m)	単価 (円/m)
木材の販売収益 (1回目)			
木材の販売収益 (2回目)			
木材の販売収益 (3回目)			

<費用>

	見積額 (円)	備考
伐採経費		(内訳 (1回目:、2回目、))
搬出経費		(内訳 (1回目:、2回目、))
販売経費		(内訳 (1回目:、2回目、))
(補助金)		(内訳 (1回目:、2回目、))
計 (補助金を差し引いた額)		(内訳 (1回目:、2回目、))

(⑤森林保険その他の費用)

<対象森林>  番号

<費用>

	見積額 (円)	備考
経費 (森林保険等)		
計		

(備考)

- 1 森林所有者ごとに本見積書を作成すること。
- 2 各見積の積算根拠資料を添付すること。

# (参考) 経営管理権集積計画のイメージ

事務の手引 (記載例)

経営管理権集積計画のイメージは以下のとおりです。

1 個別事項															
整理番号	集積	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)			※経営管理の内容に主伐を含める場合は15年を超える期間とする。		(所在地)	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
		●●市長 ●●●●							●●、▲▲、■			●●県●●市●●●		●●県●●市●●●、▲▲県▲▲市▲▲	
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
1	●●市●●	123	12	16	1.60	スギ	65	2019.4.1	20年 (2039.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照			
2	同上	123	12	17		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上			
3	同上	123	12	18		スギ	30	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上			
4	同上	124	12	19	2.55	ヒノキ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上			
5	同上	124	12	20		スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上			
6	同上	125	12	21	0.62	スギ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上			
7	●●市▲▲	210	24	1	1.19	スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上			
8	同上	210	24	2		ヒノキ	50	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上			
9	同上	212	24	3	0.97	スギ	25	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上			
10															

林地台帳、森林簿から転記

印 印

森林所有者と協議し決定

# (参考) 経営管理実施権配分計画のイメージ

事務の手引 (記載例)

経営管理実施権配分計画のイメージは以下のとおりです。

経営管理実施権配分計画 (記載例)														
1 個別事項														
整理番号	配○	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		※経営管理の内容に主伐を含める場合は15年を超える期間とする。※経営管理権の存続期間内で設定する。		(住所又は所在地)		(所在地)		印	印	
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考	
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.25	スギ	65	2019. 12. 1	19年 (2038. 11. 30)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集○
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集○
3	同上	124	12	19	山林		ヒノキ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集○
4	同上	124	12	20	山林		スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集○
5	同上	124	12	22	山林	1.64	スギ	60	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	—	集△
6	同上	124	12	23	山林		スギ	58	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	—	集△
7	同上	125	13	4	山林	2.43	ヒノキ	47	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	—	集△
8	同上	125	13	7	山林		スギ	63	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	—	集△
9	同上	126	13	8	山林	2.85	スギ	65	同上	同上	別添1の④参照	別添2の②参照	—	集◇
10	同上	126	13	10	山林		スギ	51	同上	同上	別添1の④参照	別添2の②参照	—	集◇

※経営管理の内容に主伐を含める場合は15年を超える期間とする。※経営管理権の存続期間内で設定する。

印 印

※経営管理権集積計画の整理番号を記載

所有者の意向を踏まえ企画提案

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
①	●●市●●	123	12	16	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合 パターン①&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p>
	●●市●●	123	12	17	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合 パターン②&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。</p> <p>○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギを2,000～3,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年●回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。</p> <p>○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	●●市●●	124	12	19	<p>※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。例えば、住宅地と隣接している森林であれば、第三者が当該森林に立ち入る可能性が考えられるため、進入禁止の立て看板の設置等の措置を講じる等を記載することが望ましい。</p>
	●●市●●	124	12	20	<p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	●●市▲▲	210	24	1	<p>※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。例えば、住宅地と隣接している森林であれば、第三者が当該森林に立ち入る可能性が考えられるため、進入禁止の立て看板の設置等の措置を講じる等を記載することが望ましい。</p>
	●●市●●	123	12	18	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を2回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
②	●●市●●	125	12	21	<p>※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。例えば、住宅地と隣接している森林であれば、第三者が当該森林に立ち入る可能性が考えられるため、進入禁止の立て看板の設置等の措置を講じる等を記載することが望ましい。</p>
	●●市▲▲	210	24	2	
	●●市▲▲	212	24	3	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

①甲に対して経営管理実施権配分計画の公告時に利益を支払う場合の例

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。</p> <p>○ 乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(2. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(3. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	●●市●●	123	12	16	
	●●市●●	123	12	17	
	●●市●●	124	12	19	
	●●市●●	124	12	20	
	●●市▲▲	210	24	1	
②	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	●●市●●	123	12	18	
	●●市●●	125	12	21	
	●●市▲▲	210	24	2	
	●●市▲▲	212	24	3	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(①甲に対して経営管理実施権配分計画の公告時に利益を支払う場合の例)

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

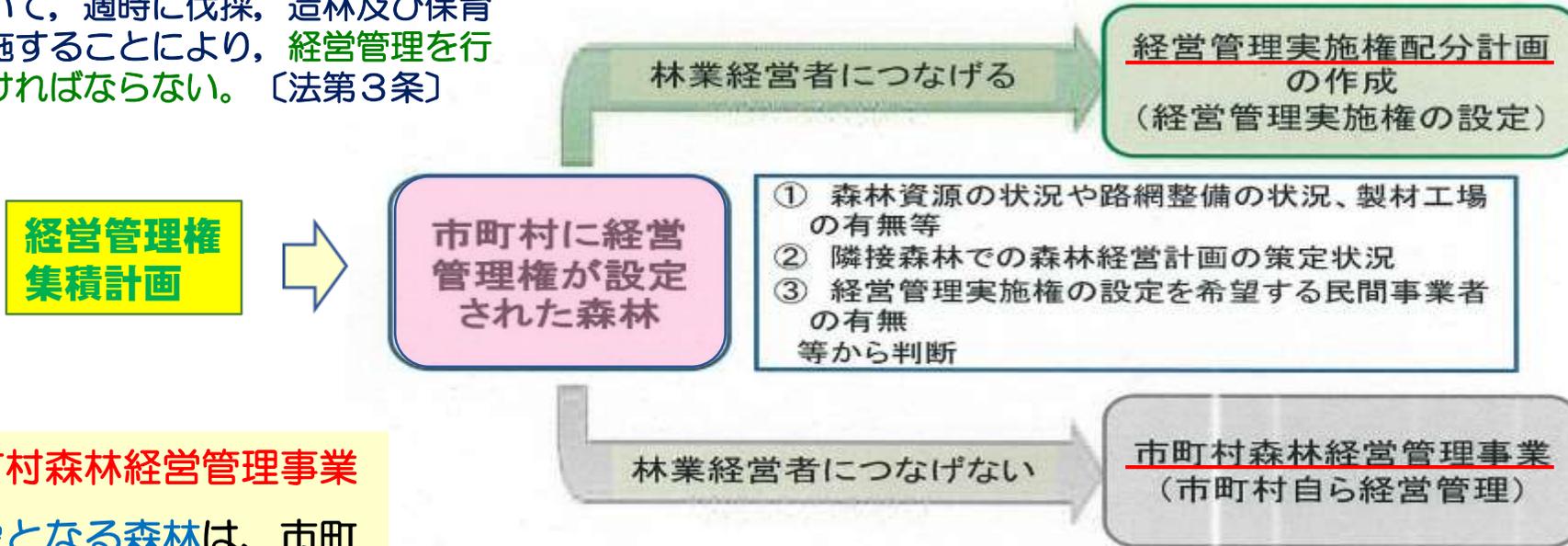
- 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座

## ☆ ポイント

**経営管理実施権配分計画の策定が見込まれる森林**においては、**林業経営者**が経営管理を行う場合と、**市町村**が経営管理を行う場合の両方の内容を記載しておくことが必要となります。

# 「市町村森林経営管理事業」とは

森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、**経営管理を行わなければならない。**〔法第3条〕



## 市町村森林経営管理事業

対象となる森林は、市町村が経営管理集積計画により経営管理権を取得した森林のうち、市町村が林業経営者に経営管理実施権を設定しない又は設定するまでの森林

## 事業の実施

### 【民間事業者の能力の活用】

市町村森林経営管理事業の実施に当たっては、請負事業を発注すること等により、民間事業者の有する技術能力を活用

### 【実施方法】

市町村森林経営管理事業においては、対象となる森林の状況を踏まえて、間伐を繰り返して複層林化するなど、自然的条件等の状況を踏まえ施業

### 【費用等の取扱】

費用を市町村が負担する場合、発生した収益は、原則、市町村のものとする

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）

甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合） ※市町村が保険金を代理受領し復旧する場合を想定
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
  - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。  
なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
  - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年●月●日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
  - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合） ※経営管理実施権者が保険金を代理受領し復旧する場合を想定
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
  - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
  - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
  - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
  - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

# 経営管理権集積計画において定める事項

法第4条第2項

別記様式第6号（経営管理権集積計画を定めることについて説明を受けた確認書（模範例））

## 確認書

下記の事項について確認しました。

## 記

- 経営管理権集積計画が定められた後、市町村が選定した林業経営者に経営管理実施権が設定され、**林業経営者が経営管理を実施する可能性**があること。
- 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等に要する経費を控除して**なお利益がある場合、林業経営者から金銭が支払われること**。
- 経営管理権集積計画が定められた森林については、その**所在や面積等が公表されること**。
- 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、**〇〇市町村は責任を負わないこと**。
- 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、**〇〇市町村及び林業経営者の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性**があること。
- 経営管理権集積計画が定められた森林については、**権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、〇〇市町村にその旨を通知しなければならないこと**。
- その他**経営管理権集積計画の記載事項**について。

年 月 日

氏名 〇〇〇〇印

記載事項		記載箇所	
号	細分	項目	事項別 箇所
一		集積計画対象森林の所在、地番、地目及び面積	1.個別事項 表左側（A）
二		集積計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所	// 表上段（甲）
三		市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間	// 表中間（B）他
四		市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	// 表中間（C）
五		販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法	// 表右側（D）他
六		集積計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件	2.共通事項 （14）①
七		存続期間の満了時及び経営管理権集積計画に基づく委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	// （13）
八	ア	森林所有者が経営管理権集積計画の取消しを望む場合は、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の当該計画を作成した市町村の同意が必要であること。	// （6）③～④
	イ	経営管理権の設定を受けた市町村又はその委託を受けて施業を実施する者は、経営管理の実施にあたり、経営管理権が設定された森林に立ち入り、森林作業道等の施設を設置し又は設置した施設を利用できること。また、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者は、経営管理権が設定された森林に立ち入ることができること。	// （7）①～③
	ウ	経営管理権が設定された森林について、災害が生じることで当該経営管理権集積計画に記載された経営管理の内容を実施することが著しく困難となった場合は、受託者である市町村は経営又は管理をする責任から免れること。また、市町村が当該経営管理権集積計画を取り消すことができること。	// （6）②
	エ	経営管理権が設定された森林の立木の所有権は引き続き森林所有者に帰属すること。	// （3）
	オ	六により森林所有者が権利を移転又は設定した場合のほか、森林所有者及びその相続人又は受遺者に権利の喪失があった場合、森林所有者が住所又は名称を変更した場合等、経営管理権集積計画の名義等の変更を要するときは、森林所有者等は遅滞なく市町村へ申し出ること。	// （14）②
その他 農林水産省 令で定める 事項	カ	市町村が経営管理実施権配分計画を作成・公告する場合には、森林所有者の同意は不要であること。	// （15）①
	キ	経営管理実施権配分計画が作成・公告された場合は、当該森林に関する受託者としての責任は経営管理実施権を設定された林業経営者が負い、経営管理により発生する金銭の支払については、林業経営者が行うこと。	// （15）②～③
	ク	販売収益が生じた場合には、森林所有者に対して販売収益及び経費の明細書を提出すること。	// （8）
	ケ	その他当該経営管理権集積計画に定めのない事項や疑義が生じた場合は協議により定めること。	// （16）

# (参考) 関係権利者の同意取得

- 集積計画を定める場合は、森林所有者のほか、土地を使用・収益する権利を有するなどの関係権利者**全員**の同意が必要
- 森林所有者や関係権利者が多数に及ぶ場合は氏名や印鑑は**別紙に揃えることも可能**です。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印			
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.60	スギ	65								
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55								
3	同上	123	12	18	山林		スギ	30								
4	同上	124	12	19	山林	2.55	ヒノキ	64								
5	同上	124	12	20	山林		スギ	58								
6	同上	125	12	21	山林	0.62	スギ	41								
7	●●市▲▲	210	24	1	山林	1.19	スギ	62					●●県●●市▲▲	××××	土地の所有権	印
8	同上	210	24	2	山林		ヒノキ	50					●●県●●市▲▲	××××	土地の所有権	印
9	同上	212	24	3	山林	0.97	スギ	25	●●県●●市▲▲	××××	土地の所有権	印				
10																

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) ●●市長 ●●●●	印 印
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 (同上) ●●、▲▲、■	

権利の種類	土地	立木
所有権	不動産登記簿で確認可能 (登記されていない場合は、所有者等から聞き取り)	立木登記や明認方法が施されているかで確認可能(登記等がされていない場合は、所有者等から聞き取り)
地上権	不動産登記簿で確認可能 (登記されていない場合は、所有者等から聞き取り)	(設定不可)
質権	不動産登記簿で確認可能 (登記されていない場合は、所有者等から聞き取り)	(設定不可)
使用貸借による権利	所有者等からの聞き取りにより確認	所有者等からの聞き取りにより確認
賃借権	不動産登記簿で確認可能 (登記されていない場合は、所有者等から聞き取り)	所有者等からの聞き取りにより確認
その他の使用及び収益を目的とする権利	所有者等からの聞き取りにより確認(不動産登記簿で確認できるものと、できないもの(契約により発生する権利)がある)	所有者等からの聞き取りにより確認

## 2 森林経営計画について

## (参考) 基本用語等①

### 【地域森林計画】

都道府県知事が、森林として利用することが相当であると認められる民有林について、その整備や保全の目標等を定める計画（10年を一期とし、5年ごとに作成）。

### 【市町村森林整備計画】

市町村が、地域森林計画の対象森林について、地域の実情に即した森林施業の標準的な方法や路網整備の考え方等を定める計画（10年を一期とし、5年ごとに作成）。

### 【森林経営計画】

森林の所有者又は所有者から森林経営の委託を受けた者が、自らが経営を行う森林について、間伐等の森林施業の予定等を定め、市町村長等の認定を受ける計画（5年を一期）。

### 【林班・小班】

林班は、地域森林計画や市町村森林整備計画の対象となっている森林について、地形や大字等で区切った概ね50ha程度の区域。

小班は、林班を樹種・林齢・所有者等に応じて細分化した区域（地域によっては、分班、施業単位とも言う）。

### 【人工林・天然林】

人工林は、人の手によって育てられた森林。天然林は、人工林以外の主として自然の力によって成立した森林。

### 【林齢・齢級】

林齢は、森林の年齢。齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位

（苗木を植栽した年の林齢を1年生とし、例えば、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える）。

### 【間伐・主伐】

間伐は、森林の育成過程で立木の成長を促すことを目的に、立木の混み具合に応じて、一部の立木を伐採すること。

主伐は、育った立木を収穫することを目的に、立木の全部又は一部を伐採すること。

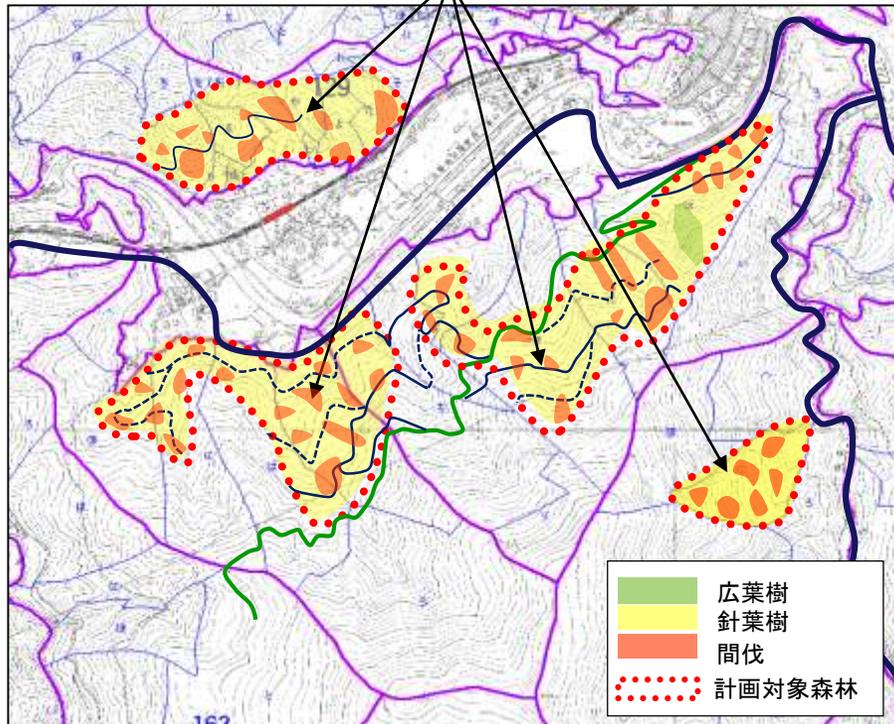


# ◇ 森林経営計画（森林施業計画）について

改正の内容：計画作成主体を森林所有者又は森林経営の受託者とするほか、計画事項として「森林の保護に関する事項」を追加するとともに、新たに路網の整備状況等を勘案して計画を認定する。

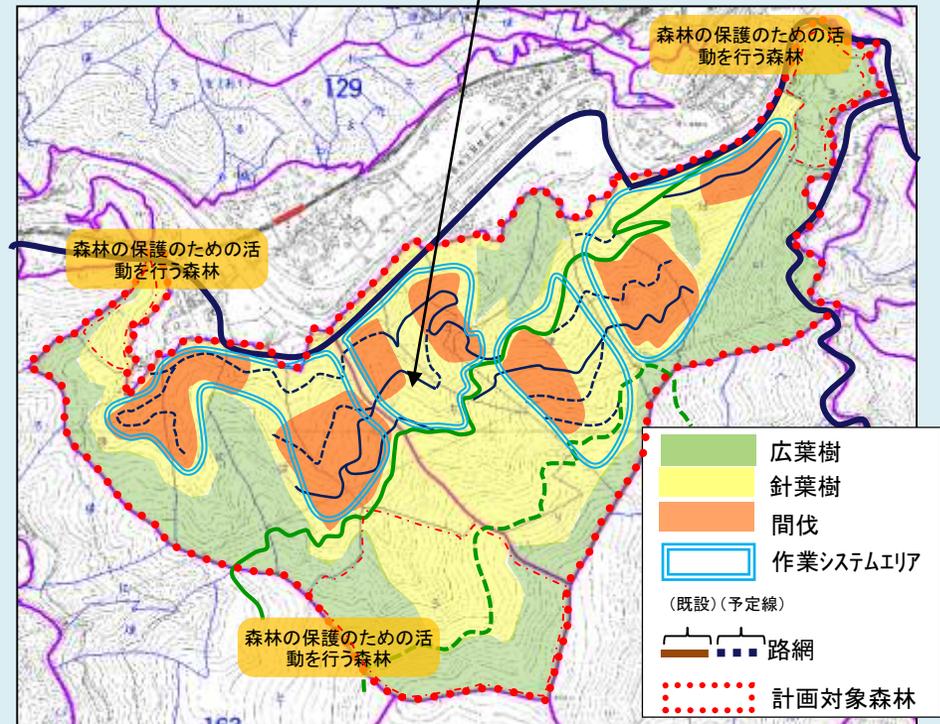
## 旧制度（森林施業計画）

森林所有者等が権原を有する森林のうち施業を行う森林について作成する計画



## 改正後（森林経営計画）

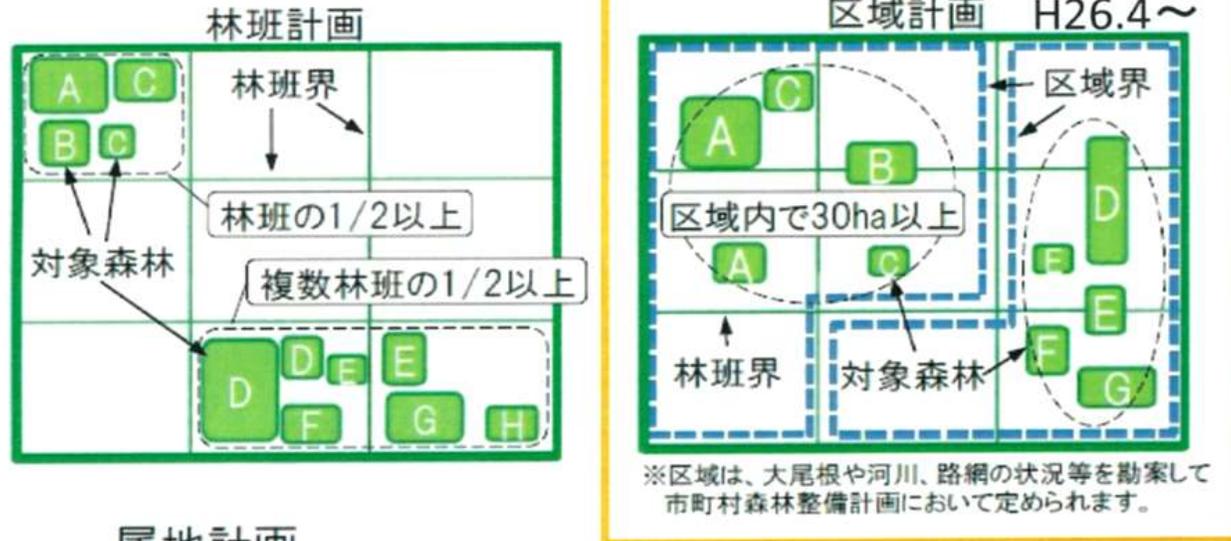
森林所有者又は森林経営の受託者が作成する面的なまとまりの下で森林経営を行う計画



# 森林経営計画の種類(属地計画と属人計画)

## 属地計画

地形その他の自然条件等から一体として整備することを相当とする森林において作成する計画



## 属地計画

**林班計画** : 林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模であること

**区域計画**※: 市町村長が定める一定区域内において30ha以上の面積規模であること

いずれも、林班等内又は区域内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とする必要があります。

※制度改正により26年4月から作成可能になりました。

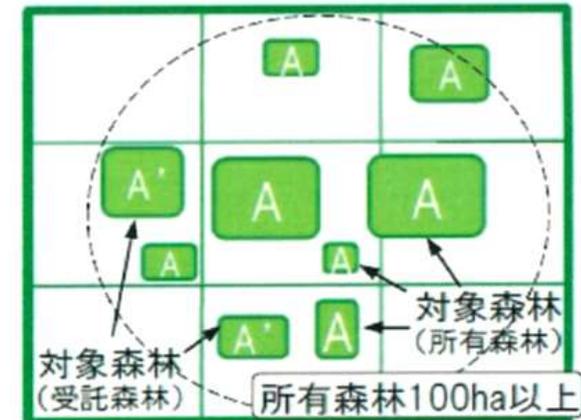
## 属人計画

自ら所有している森林の面積が100ha以上であって、その所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とすること

※ 属人計画は、森林所有者が単独で計画を作成する場に限ります。共同による作成はできません。

## 属人計画

森林の経営の実施の状況から一体として整備することを相当とする森林において作成する計画



# 森林経営計画の計画事項と実施基準

市町村長は、森林経営計画書に記載された施業方法が、市町村森林整備計画で定める伐採・造林の基準・方法と適合しているか審査した上で認定。

## 計画事項

- ・森林の経営に関する長期の方針
- ・森林の現況及び伐採計画等
- ・森林の保護に関する事項
- ・森林の経営の共同化に関する事項
- ・森林の経営の規模拡大の目標等  
(任意)

## 実施基準

### 適正な主伐の基準

- ・成長量の範囲内を基準とする伐採（主伐量の上限）
- ・標準伐期齢以上で伐採
- ・1箇所あたりの主伐面積の規模（20ha以下等）

### 適正な間伐の基準

- ・適切なサイクルに基づく間伐（間伐面積の下限）
- ・間伐率の上限（35%）以内で伐採

### 適正な植栽の基準

- ・人工造林の場合は2年以内、天然更新の場合は5年以内に更新

市町村森林整備計画との適合を確認

# 森林経営計画の施業の実施に関する基準

	公益的機能別施業 森林区域外 (森林施業の合理化に 関する基準)	公益的機能別施業森林区域 (公益的機能別森林施業の実施に関する基準)				
		水源涵養機能 維持増進森林 (伐期の延長を 推進すべき森林)	山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化 機能維持増進森林			保健文化機能維持増進 森林に限る。 特定広葉樹育成施業を 推進すべき森林
			長伐期施業を 推進すべき森林	複層林施業を 推進すべき森林	択伐による複層林施業を 推進すべき森林	
<b>適正な植栽</b>	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林(人工林)】 標準的な植栽本数を2年以内に植栽					
<b>適正な間伐</b> <small>※間伐：おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採</small>	市町村森林整備計画に定められた間伐の間隔に従った間伐		【単層林である場合】 Ryが0.85以上の森林について、 Ryが0.75以下となるよう間伐			
<b>主伐</b>	<b>適正な林齢での主伐</b>	標準伐期齢以上	標準伐期齢+10以上	標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢として市町村森林整備計画において定められた林齢以上	標準伐期齢以上	
	<b>適正な伐採の方法</b>	【皆伐を行う場合】 伐採跡地の面積が連続して20ヘクタールを超えないこと			伐採率30%以下の択伐	
		【伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合】 伐採率70%以下の伐採		【伐採後の造林を人工植栽による場合】 伐採率70%以下の伐採	【伐採後の造林を人工植栽による場合】 伐採率40%以下の択伐	
<b>適正な伐採立木材積</b>	伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下			【特定広葉樹】 標準伐期齢における立木材積が確保されること		
	【木材生産機能維持増進森林の場合】 伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積の100分の120以下		標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること		
	立木材積：下層木を除いてRy0.75以上 伐採材積：Ry0.65以下となるよう伐採			【それ以外の一般樹種】 年間成長量に5を乗じて得た材積を、特定広葉樹が標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を超える立木材積で補正した材積以上		

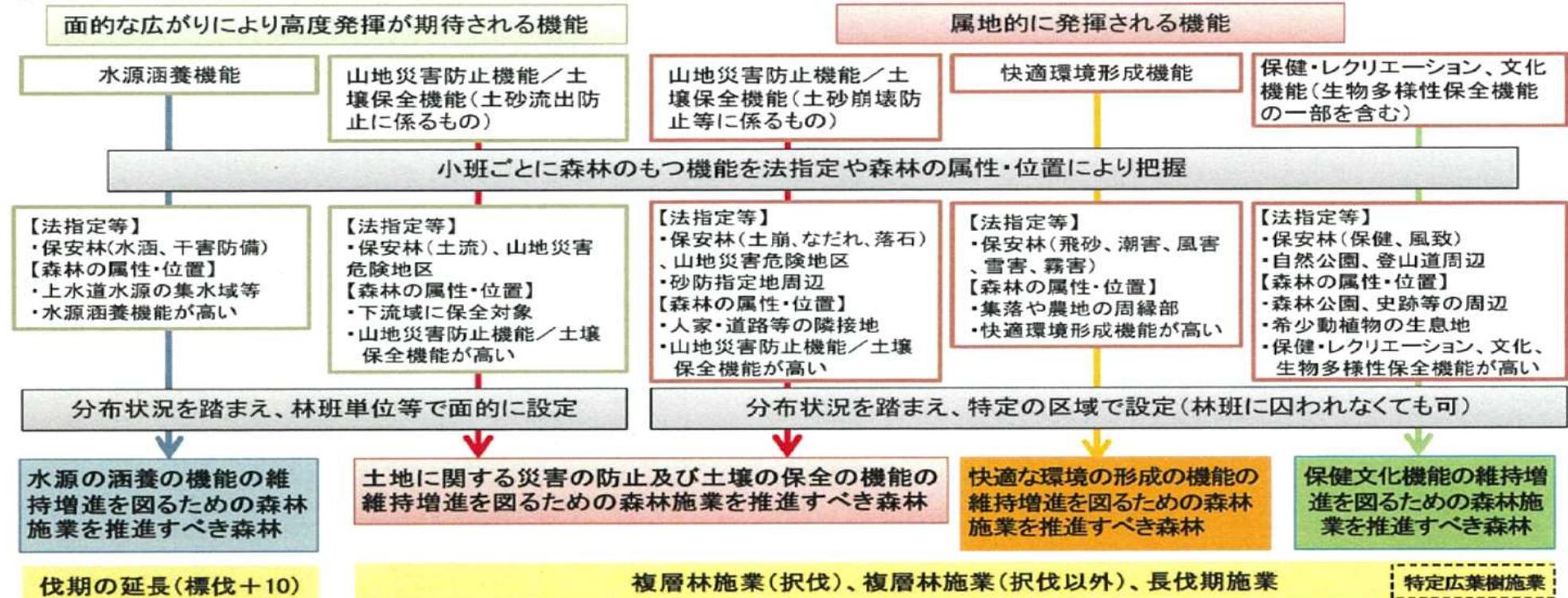
計画対象森林

計画的伐採対象森林

# 公益的機能別森林等の区域を活用した場合のゾーニングの設定

ゾーニングの設定は以下も参考にしながら、法指定や森林の機能評価、自然的、社会的及び経済的条件を踏まえ総合的に判断する。

## ○ 公益的機能別施業森林



個々の森林において発揮が求められる機能が複数ある場合には、区域が重複することも認められる。

## ○ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林



「公益的機能別施業森林以外の区域＝木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」ではなく、森林の属性を踏まえて区域を設定。公益的機能別施業森林との重複も認められる。

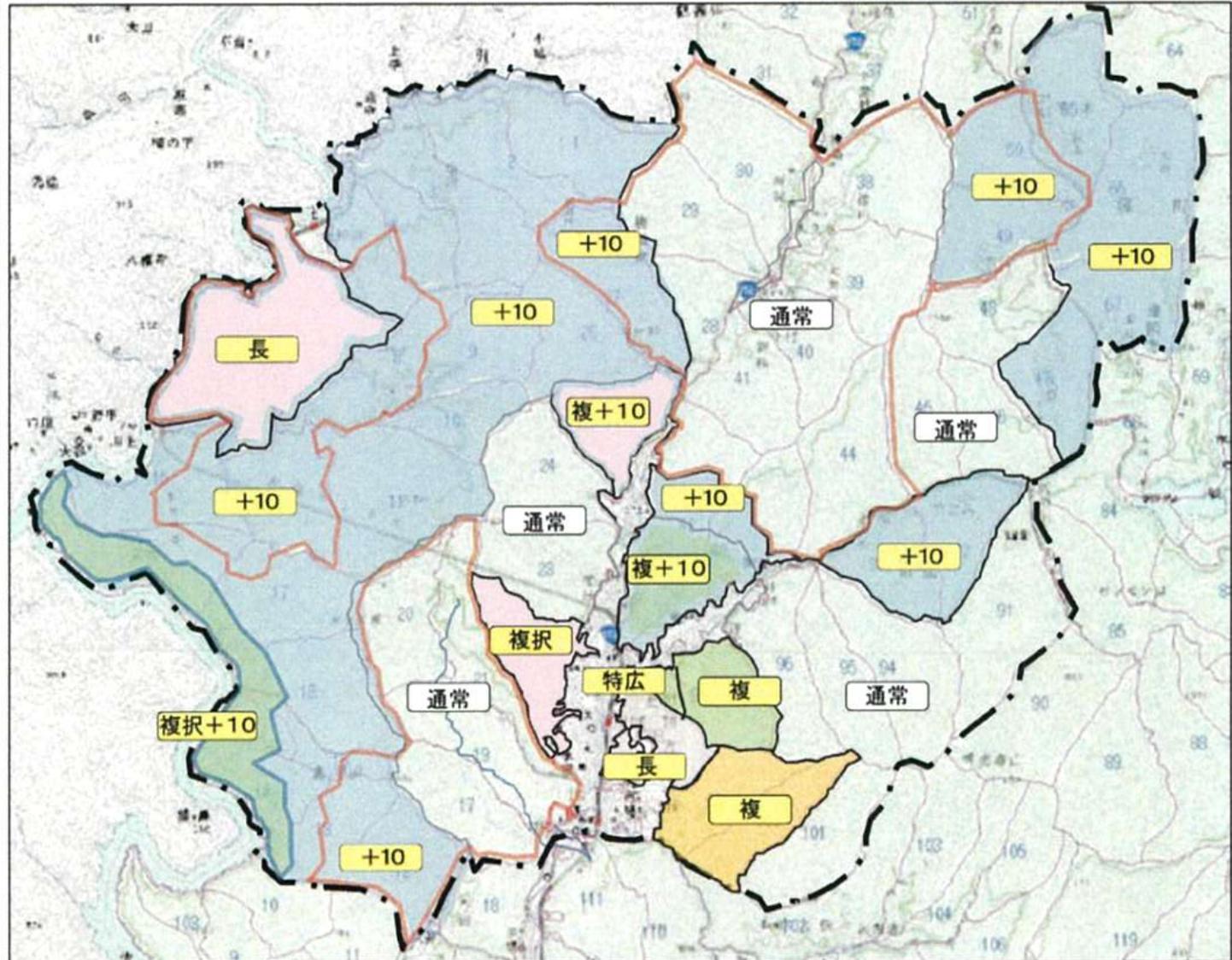
# 市町村森林整備計画のゾーニングのイメージ

## ○ゾーニングの凡例

ゾーニングの種類	
公益的機能を適用する森林区域の実	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (生物多様性保全に係るもの)
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

## ○施業の方法

施業種(誘導の方法)	凡例
通常の施業	通常
伐期の延長を推進すべき森林	+10
長伐期施業を推進すべき森林	長
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	複
択伐による複層林施業を推進すべき森林	複択
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	特広



※伐期の延長と、長伐期施業、複層林施業および択伐による複層林施業のいずれかの施業とは、重複して記載することも可能